

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 准看護師試験の実施……………一
- ……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)……………一
- 指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力停止……………二
- ……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)……………二
- 指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力停止……………三
- ……………(同)……………三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………三
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四
- ……………(同)……………四
- 東京都ふく取扱者資格受入講習の実施……………五
- ……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………五

雑報

- 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター平成二十五年度財務諸表に関する公告……………六
- ……………(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)……………六

告示

● 東京都告示第千三百八十八号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 試験日時

平成二十七年二月二十二日(日曜日)

午後一時から午後三時三十分まで(受験者集合 午後零時三十五分)

二 試験場所

目白大学新宿キャンパス

新宿区中落合四丁目三十一番一号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者

(一) 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者(平成二十七年三月二十日正午までに修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出できる者を含む。)

(二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成二十七年三月二十日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(三) 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成二十七年三月二十日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

月二十日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(四) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成二十七年三月二十日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(五) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者で、厚生労働大臣が前記(三)又は(四)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち、前記(五)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

出願書類

(一) 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)

(二) 受験資格を証明する書類

ア 前記四の受験資格の(一)から(四)までに該当する者が提出する書類

(イ) 既修業者又は既卒業者

学校長又は養成所長による卒業等証明書

(ロ) 修業見込者又は卒業見込者

修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十七年三月二十日(金曜日)正午までに、学校長又は養成所長による卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がな

れないときは、当該受験は無効とする。

なお、卒業等証明書の郵便等による送付は認めない。提出に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、学校又は養成所（以下「養成所等」という。）の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、養成所等の職員であることが確認できるもの（職員証等）を持参すること。

イ 前記四の受験資格の(五)又は(六)に該当する者が提出する書類

当該事実を証する書類の写し（この場合は、原本を提示し、写しを提出すること。）

(三) 受験写真用台紙

台紙には、写真（出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを）を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた養成所等において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印（原則公印は認めない。）を受けること。

(四) 受験票（裏面に領収証書を貼り付けること。）

(五) 連絡用住所・氏名シール

六 試験手数料 六千九百円

平成二十七年一月九日（金曜日）までに、納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。

なお、納入した受験手数料は、返還しない。

七 出願書類の提出期間及び提出時間

平成二十七年一月八日（木曜日）及び同月九日（金曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで

八 出願書類の提出者及び提出方法

出願書類の郵送等による送付は認めない。出願に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、養成所等の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、養成所等の職員であることが確認できるもの（職員証等）を持参すること。

九 出願書類の提出場所

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課（新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十三階南側二十三C会議室）

十 合格発表

平成二十七年三月十一日（水曜日）午前十時から午後五時までの間、東京都議会議事堂一階都政ギャラリーに合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ（http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/isei/jin/index.html）上に合格者の受験番号を掲載する。

なお、合格者には、発表後、合格証書を送付する（合格発表についての問合せには一切応じない。）。

十一 試験結果の通知

(一) 通知内容

総点（満点）、個人の総取得点及び科目別取得点

(二) 通知方法

受験者全員に書面で通知する。ただし、受験者が修

業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に通知する。

十二 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成二十六年十一月二十八日（金曜日）までに下記問合せ先まで申し出る。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

十三 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許係
電話〇三（五三二〇）四四三四

●東京都告示第千三百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止することと決定したので、同法第七十八条第三号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百三十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月八日

東京都知事 外 添 要 一

サービスの種類	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定の一部の効力の停止の内容
通所介護	株式会社 介護NE	GEN	北区東十	平成二十六年	平成二十六年
	XT	KIN	条一丁目	七月十	七月十
		EXT	八番十号	七月十	七月十
			東十条 一階	四月	四月か

●東京都告示第千三百九十号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の九第一項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定

同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十七年一月十三日までの期間、新規利用者の受入れを停止すること。
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十七年一月十三日までの期間、新規利用者の受入れを停止すること。
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十七年一月十三日までの期間、新規利用者の受入れを停止すること。
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十七年一月十三日までの期間、新規利用者の受入れを停止すること。
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十七年一月十三日までの期間、新規利用者の受入れを停止すること。

ら平成二十七年一月十三日までの期間、新規利用者の受入れを停止すること。
 同右

同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで

同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで
同右	同右	GEN KIN	江戸川区 東小岩五丁目三十番七号	平成二十六年十月十日から同年十月十三日まで

の一部の効力を停止することと決定したので、同法第百十五條の十第三号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百四十條の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成二十六年十月八日
 東京都知事 舩添 要一

●特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同法第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日

東京都知事 舩添 要一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十六年八月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本抗加齢協会
- 三 代表者の氏名
吉川 敏一

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同法第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日

東京都知事 舩添 要一

七月十四日か
 同日か
 同日か
 三日ま
 での期
 間、新
 規利用
 者の受
 入れを
 停止す
 ること。

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂二丁目十二番二十三ー二〇三号

五 定款に記載された目的

日本の社会システム全体が「健康長寿」に向けて大規模な改造を必要としている。日本のさまざまな領域において、「抗加齢医学」研究に対する社会的ニーズ・期待が日増しに高まっている。この趨勢に呼応し、この法人は一般社会の利益のために、この新しい学問・医療が広く日本国民に正しく理解され、健全に発展するように支援し、歳をとっても老化しない心身を養成する「抗加齢」の振興普及を通じ、人々の健康と生きがいの増進に貢献することを目的とする。

この目的の実現のために、「日本抗加齢医学会」および各領域の学会・研究会等また研究者・臨床実践者と連携し、また国際的にも交流を促進し、我が国において「抗加齢」の研究・サービスが健全に発展し、一般社会がそれを安全且つ適正に享受できるよう、事業を推進する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Tri ple P Japan

三 代表者の氏名

柳川 敏彦

四 主たる事務所の所在地

東京都港区北青山三丁目七番二十六号 フジビル28二階

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、教育・子育て支援プログラムである Tri ple P (前向き子育てプログラム) に基づき、子育て及び社会教育の推進を図り、日本における Tri ple P の運営、その活動に関わる人材の育成及び支援活動を行うことにより、安心した子育て・教育環境をもつ社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ベグドクターズネットワーク

三 代表者の氏名

鈴木 裕

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区八丁堀三丁目二十二番九号

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数のものに対して、経皮内視鏡的胃ろう造設術(以下PEGという)に関する情報を、関連する医療情報とともに提供することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ネパール教育支援センター

三 代表者の氏名

シュレスタ・ブパール・マン

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区阿佐谷南三丁目三十四番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会とともにネパール人の子どもを中心とした教育支援活動に取り組み彼らの将来を築くと共に様々なネットワークを構築し、ネパール・日本・全世界の人々がお互いを尊重し認めあうコミュニティを形成することで、広く公益の増進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 樹恩ネットワーク

三 代表者の氏名

生源寺 眞一

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区和田三丁目三十番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、都市と農山漁村の人々をネットワークで結ぶことにより環境の保全改良、地方文化の発掘と普及、過疎過密の問題の解決に取り組み、自立・協力の志で新しい価値観と生活様式を創造していくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日
東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コクア

三 代表者の氏名

近藤 恒夫

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上馬二丁目三十八番三号 早川ビル二

〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、精神障害者や依存症に関する身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによってその回復と自立と社会復帰を支援し、依存症に関する調査研究・予防・相談・啓発を行うことにより、我が国の保健又は福祉の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人抗がん剤曝露対策協議会

三 代表者の氏名

垣添 忠生

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目三番十一号 NCKビル五階

五 定款に記載された目的

この法人は、抗がん剤曝露対策に関する既存のエビデンスと新規エビデンスを蓄積し、医療従事者を通じて、抗がん剤曝露対策の重要性を啓発し、普及させることを目的とする。これにより、医療従事者および抗がん剤使用者家族への安全に貢献する。（以上原文のまま掲載）

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規則」という。）第一条の四第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

平成二十六年十月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 講習の開催日時及び会場等

(一) 開催日時

平成二十六年十二月三日（水曜日）午前九時三十分から午後一時まで

(二) 会場

東京都健康プラザハイジア四階 研修室（新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号）

(三) 定員

七十五人

二 対象者

東京都ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の(一)

から(三)までに掲げる全ての条件（受講資格）に該当するもの

(一) 規則第一条の四で東京都知事が行うふぐ調理師試験と同等以上のものとして規定する次のアからオまでに掲げる試験のいずれかに合格し、当該県知事の免許を受けている者

ア 埼玉県知事が行うふぐ調理師試験

イ 神奈川県知事が行うふぐ包丁師試験（昭和六十二年四月以後に行われたものに限る。）

ウ 滋賀県知事が行うふぐ調理師試験

エ 徳島県知事が行うふぐ処理師試験

オ 鹿児島県知事が行うふぐ調理師試験（昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。）

(二) 調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）第三条

第一項の調理師免許を受けている者

(三) 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十一年東京都

条例第五十一号。以下「条例」という。）第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者

ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの

処理ができない者

イ 未成年者

ウ 成年被後見人

エ 条例第九条第一項第四号又は同条第二項の規定により東京都ふぐ調理師免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

三 講習内容

(一) 条例及び規則の規定

(二) 条例違反の事例等ふぐ調理師として必要な事項

四 申込方法等

(一) 申込方法

受講希望者は、所定の申込用紙に次の事項を明記し、返信用封筒を添えて(二)の申込先まで申し込むこと。なお、返信用封筒の表面には、郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十二円切手を貼ること。

ア 氏名、生年月日、住所及び電話番号(昼間連絡が可能なもの)

イ 調理師免許証の交付された都道府県名、登録番号及び年月日

ウ 合格したふぐの取扱いに係る試験を実施した県名及び年度

エ 当該県の知事が発行したふぐの取扱いに係る免許証の登録番号及び年月日

(二) 申込先

郵便番号一六三一八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許係

(三) 申込締切日

平成二十六年十一月十九日(水曜日)(当日消印有効)

(四) 受講票の送付

申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講案内及び受講票を送付する。

五 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許係

電話〇三(五三二〇)四三五八

雑報

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター平成二十五年度財務諸表に関する公告

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第四項の規定に基づき、平成二十五年度地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの財務諸表について、次のとおり公告します。

平成二十六年十月八日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

理事長 片岡正俊

貸借対照表
(平成26年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地	14,200,000	
建物	18,171,715	
減価償却累計額	△ 2,363,927	
構築物	15,807,787	
減価償却累計額	147,643	
機械装置	△ 14,173	
86,194	133,469	
減価償却累計額	△ 79,780	
車両運搬具	△ 22,412	
22,412	6,433	
減価償却累計額	△ 17,847	
14,205,814	4,565	
△ 9,039,382	5,166,461	
工具器具備品		
減価償却累計額		
図書	19,008	
有形固定資産 合計	35,337,725	
2 無形固定資産		
特許権	32,567	
特許権返却金	76,205	
商標権	300	
実用新案権	583	
意匠権	246	
電話加入権	880	
ソフトウェア	4,524	
無形固定資産 合計	115,108	
3 投資その他の資産		
投資有価証券	200,000	
敷金・保証金	147,955	
投資その他の資産 合計	347,955	
固定資産 合計	35,800,789	
II 流動資産		
1 現金及び預金	2,756,116	
2 有価証券	100,000	
3 未収入金	74,989	
4 たな卸資産	12,715	
5 前送金	90	
6 前払費用	7,558	
7 未収収益	274	
流動資産 合計	2,951,744	
資産 合計	38,752,534	

貸借対照表
(平成26年3月31日)

(単位：千円)

負債の部		
I 固定負債		
1 資産見返負債		
資産見返運営費交付金	8,163,628	
資産見返補助金等	128,553	
資産見返寄附金	13,918	
資産見返物品受贈額	4,888	
特許権返却金返還運営費交付金	75,205	
固定負債 合計	8,392,394	
II 流動負債		
1 運営費交付金債務	520,065	
2 預り補助金等	16,112	
3 未払金	1,061,348	
4 未払費用	75,494	
5 未払消費税等	14,989	
6 前受金	47,842	
7 預り金	17,732	
流動負債 合計	1,753,525	
負債 合計	10,145,920	
純資産の部		
I 資本金		
1 地方公共団体出資金	28,051,831	
資本金 合計	28,051,831	
II 資本剰余金		
1 資本剰余金	640,851	
2 損益外減価償却累計額	△ 1,485,298	
資本剰余金 合計	△ 844,347	
III 利益剰余金		
1 前中期目標期間繰越積立金	413,883	
2 目的積立金	310,733	
3 積立金	466,110	
4 当期末処分利益	208,401	
(うち当期総利益)	(208,401)	
利益剰余金 合計	1,399,130	
純資産 合計	28,005,614	
負債純資産 合計	38,752,534	

損益計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：千円)

経常費用			
I 業務費			
1 業務部門人件費		1,644,337	
2 賃金等		106,717	
3 退職給付費用		84,018	
4 業務費	694,811		
業務委託費	72,642		
備品費	314,869		
消耗品費	264,057		
保守管理費	1,977,848		
減価償却費	175,200		
その他業務費	3,499,429		
II 一般管理費		5,334,502	
1 役員人件費	49,054		
2 管理部門人件費	695,780		
3 賃金等	76,631		
4 退職給付費用	38,604		
5 業務費	557,325		
光熱水料	259,166		
賃借料	379,135		
受託管理費	231,135		
保守管理費	320,208		
業務委託費	559,165		
減価償却費	220,842		
その他業務費	2,526,978		
III 財務費用		3,287,050	
1 支払利息		17	
IV 雑損		1,044	
経常費用 合計			8,622,614

損益計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：千円)

経常収益			
I 運営費交付金収益			
1 標準運営費交付金収益	4,121,205		
2 特定運営費交付金収益	367,490		
II 手数料収益		4,488,695	
III 使用料収益		434,421	
IV 受講料収益		189,968	
V 指導事業収益		12,259	
VI 施設費収益		2,755	
VII 受託事業収益		8,253	
1 国又は地方公共団体からの受託事業収益	1,086,871		
2 国又は地方公共団体以外の受託事業収益	25,958		
VIII 外部資金導入研究収益		1,092,830	
1 外部資金導入研究	54,438		
2 受託研究	4,991		
IX 科学研究費助成事業収益		59,429	
X 財務収益		3,390	
1 預金利息		1,526	
XI 雑益		1,268	
XII 資産見返勘定戻入			
1 資産見返運営費交付金戻入	2,490,418		
2 資産見返補助金等戻入	34,659		
3 資産見返寄附金戻入	4,043		
4 資産見返物品受贈額戻入	7,096		
経常収益 合計		2,536,218	
経常利益			8,831,016
臨時損失			208,401
I 固定資産除却損			988
臨時利益			988
I 資産見返運営費交付金戻入			988
II 資産見返物品受贈額戻入			0
当期純利益			208,401
当期総利益			208,401

キャッシュ・フロー計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
1 人件費支出	△ 2,504,201	
2 その他の業務支出	△ 3,407,550	
3 運営費交付金収入	5,173,218	
4 受託収入	1,131,519	
5 手数料収入	447,868	
6 その他の事業収入	207,629	
7 補助金等収入	70,862	
8 預り金の増加	5,654	
小計	1,125,000	
9 利息及び配当金の受取額	1,584	
10 利息の支払額	△ 18	
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,126,567	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 定期預金の預入による支出	△ 550,375	
2 定期預金の払戻による収入	650,000	
3 有形固定資産の取得による支出	△ 906,324	
4 無形固定資産の取得による支出	△ 30,330	
5 投資有価証券の取得による支出	△ 100,000	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 937,029	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 リース債務の返済による支出	△ 691	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 691	
IV 資金に係る換算差額		
V 資金増加額	188,845	
VI 資金期首残高	2,016,895	
VII 資金期末残高	2,205,741	

利益の処分にに関する書類

(単位：円)

I 当期末処分利益		208,401,907
1 当期総利益		208,401,907
II 利益処分額		
1 地方独立行政法人法第40条3項により 設立団体の長の承認を受けようとする額		
(1) 中小企業支援・研究開発の資質向上及び 組織運営・施設・設備の改善目的積立金		207,849,343
2 積立金(地方独立行政法人第40条1項)		552,564
		<u>208,401,907</u>

行政サービス実施コスト計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：千円)

I 業務費用		
1 損益計算書上の費用		
(1) 業務費	5,334,502	
(2) 一般管理費	3,287,050	
(3) 財産費用	17	
(4) 雑損	1,044	
(5) 臨時損失	988	8,623,603
2 (控除) 自己収入等		
(1) 手数料収益	△ 434,421	
(2) 使用料収益	△ 189,968	
(3) 受贈料収益	△ 12,259	
(4) 指導事業収益	△ 2,755	
(5) 受託事業収益	△ 1,092,830	
(6) 外部資金導入研究収益	△ 59,429	
(7) 財務収益	△ 1,526	
(8) 雑益	△ 1,288	
(9) 資産見込寄附金戻入	△ 4,043	△ 1,798,503
業務費用 合計		6,825,100
II 損益外減価償却相当額		637,967
III 引当外貸与増加見積額		3,492
IV 引当外退職給付増加見積額		78,709
V 機会費用		
1 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	370,166	549,698
2 地方公共団体出資の機会費用	179,531	
VI 行政サービス実施コスト		8,094,967

(重要な会計方針)

- 運営費交付金収益の計上基準
繰越勘定運営交付金については期間進行基準を、特定運営費交付金については費用進行基準を採用しております。
- 減価償却の会計処理方法
(1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物	15年～50年
構築物	10年～30年
工業用器具備品	4年～13年
機械器具	2年～12年
車両運搬具	4年
- 特定償却資産(地方独立行政法人会計基準 第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。
- 無形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については法人税法上の耐用年数を基準としていますが、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)で償却を実施しております。
- 引当金の計上基準
(1) 退職給付に係る引当金及び見積額
退職一時金については運営費交付金により財務措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
また、行政サービス実施コスト計算書における引当外貸与増加見積額は、当事業年度末に在籍する教職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末の退職給付見積額相当額を控除して計算しております。
- 貸与に係る引当金及び見積額の計上基準
貸与については翌期以降の運営費交付金により財務措置がなされるため、貸与に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外貸与増加見積額は、当事業年度末の引当外貸与見積額から前事業年度末の見積額を控除した額を計上しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
簿外別表有価証券(定額法)
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
(1) 貯蔵品(重油)
先入先出法による低価法を採用しております。
(2) 実業用医薬(薬品)
個別法による低価法を採用しております。
- 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用
1) 東京都行政財産使用条例に基づき使用料を算定しております。
2) 経済産業省所管に属する物品の無償貸付及び貸与に関する省令に基づき無償貸与された機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に關する省令に基づき判定された耐用年数による減価償却費相当額を算定しております。
- 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
(2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
決算日における新築10年回債の利回りである0.640%で計算しております。
- リース取引の会計処理
リース料総額が3,000万円以上のリース・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によりしております。
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によりしております。
- 財務諸表及び附属明細書の表示単位
千円未満切り捨てにより表示しております。

- (注記事項)
- 貸借対照表関係
 - 運送費交付金から充当されるべき運送給付見舞額 (東京都からの派遣職員に対する運送給付見舞額は上記金額から除いております。) 1,306,389千円
 - 運送費交付金から充当されるべき貸与見舞額 143,571千円
 - キャッシュ・フロー計算書関係
 - 現金・現金同等物の貸借対照表表示科目別の内訳

現金及び預金	2,758,116千円
定期預金	△550,325千円
資金期末残高	2,207,791千円
 - 行政サービス業務コスト計算書関係
 - 引当金・貸与物見舞額の中には、東京都からの派遣職員に係るものが△1,012千円含まれております。
 - 引当金・運送給付増加見舞額の中には、東京都からの派遣職員に係るものが△45,432千円含まれております。
 - 各子等の構属については以下のとおりであります。

本部	出資財産
坂東支所	東京都行政財産の使用許可 (無償)
墨田支所	国際フロンティア(株)との賃貸借契約 (有償)
多摩支所	東京都行政財産の使用許可 (無償)
多摩フロンティア	東京都との賃貸借契約 (普通財産、無償)
 - 貸借対照表関係
 - 重要な債務は行先を記載してありません。
 - 重要な債務は行先を記載してありません。
 - 貸借対照表関係
 - 重要な債務は行先を記載してありません。
 - 重要な債務は行先を記載してありません。
 - 金融商品関係
 - 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第49条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。

資金運用にあたっては内部規程に基づき資金管理計画に従って、現状では、預金及び地方債により運用しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表差額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(注1)	時価(注2)	差額(注3)
(1) 現金及び預金	2,758,116	2,758,116	△42
(2) 有価証券	100,000	129,820	△29,820
(3) 債権	20,000	129,820	△109,820
(4) 負債	(1,681,348)	(1,061,359)	△619,989
(注1) 本欄に計上されているものは、()で示しております。			()
(注2) 金融商品の時価の算定方法			
(1) 現金及び預金			
現金及び預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該簿価額にてしております。			
(2) 有価証券は、取引金融機関から提示された価格によっております。			
(3) 投資有価証券は、取引金融機関から提示された価格によっております。			
(4) 未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該簿価額にてしております。			

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細

(単位:千円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引 当期末残高	摘要
					当期償却額	前期償却額		
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	4,491,421	18,585	-	4,510,006	1,228,383	394,835	3,281,623
	構築物	71,010	-	-	71,010	3,905	1,420	67,104
	機械装置	86,194	-	-	86,194	79,760	5,007	6,433
	車両運搬具	22,412	-	-	22,412	17,847	4,873	4,565
	工具器具備品	13,214,744	628,952	243,898	13,599,808	8,699,866	2,121,110	4,899,942
	図書	15,423	4,573	988	19,008	-	-	19,008
	計	17,901,207	652,120	244,887	18,308,441	10,029,763	2,527,247	8,278,677
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	13,606,575	55,133	-	13,661,708	1,135,544	524,962	12,526,164
	構築物	76,633	-	-	76,633	10,267	4,739	66,365
	工具器具備品	463,443	142,552	-	606,005	339,496	108,266	266,519
計	14,146,652	197,685	-	14,344,347	1,485,298	637,967	12,859,048	
非償却資産	土地	14,200,000	-	-	14,200,000	-	-	14,200,000
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	計	14,200,000	-	-	14,200,000	-	-	14,200,000
有形固定資産 合計	土地	14,200,000	-	-	14,200,000	-	-	14,200,000
	建物	18,097,997	73,718	-	18,171,715	2,363,927	919,798	15,807,787
	構築物	147,643	-	-	147,643	14,173	6,159	133,469
	機械装置	86,194	-	-	86,194	79,760	5,007	6,433
	車両運搬具	22,412	-	-	22,412	17,847	4,873	4,565
	工具器具備品	13,678,188	771,524	243,898	14,205,814	9,039,352	2,229,377	5,166,461 注1
	図書	15,423	4,573	988	19,008	-	-	19,008
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
計	46,247,859	849,816	244,887	46,852,788	11,515,062	3,165,215	35,337,726	
無形固定資産	特許権	30,057	17,328	-	47,385	-	-	32,567
	特許権仮勘定	64,368	29,597	17,759	76,205	-	-	76,205
	商標権	402	-	-	402	102	40	300
	実用新案権	635	431	-	1,067	483	206	583
	意匠権	362	-	-	362	116	51	246
	電話加入権	680	-	-	680	-	-	680
	ソフトウェア	106,622	-	-	106,622	102,098	4,935	4,524
	計	203,129	47,357	17,759	232,727	117,619	9,767	115,108

投資その他の資産	投資有価証券	200,000	100,000	100,000	200,000	-	-	200,000
	敷金・保証金	147,955	-	-	147,955	-	-	147,955
	計	347,955	100,000	100,000	347,955	-	-	347,955
固定資産 合計		46,798,944	997,173	362,646	47,433,471	11,632,681	3,174,982	35,800,789

(注1) 当期増加額は、資産の取得等によるものであり、主なものは、次のとおりです。

工具器具備品	X線透視・CTシステム	99,979千円
	摩擦攪拌接合装置	56,595千円
	日射環境試験装置	49,612千円
	100kN精密万能試験機	37,590千円
	昇温脱離分析装置	35,935千円
	デザインシステム	19,950千円
	3D超深度顕微鏡	19,782千円
	気流可視化システム	18,354千円
	ミリ波スペクトラムアナライザ	17,008千円
	ゲルマニウム半導体検出装置および核種分析システム	16,758千円

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
実験用試薬	9,117	10,956	-	7,358	-	12,715	

(3) 有価証券の明細

(3)-1 流動資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
	東京都公募公債第16回	100,000	100,000	100,000	-	
	計	100,000	100,000	100,000	-	

(3)-2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘要
	東京都公募公債第17回	100,000	100,000	100,000	-	
	東京都公募公債第18回	100,000	100,000	100,000	-	
	計	200,000	200,000	200,000	-	

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	28,051,831	-	28,051,831	
	計	28,051,831	-	28,051,831	
資本剰余金	資本剰余金	443,256	197,695	640,951	
	計	443,256	197,695	640,951	
	損益外減価償却累計額	△ 847,331	△ 637,967	△ 1,485,298	
	差引計	△ 404,074	△ 440,272	△ 844,347	

(10) 積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10)-1 積立金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
前中期目標期間繰越積立金	611,579	-	197,695	413,883	減少理由：平成25年度機器整備による固定資産取得額の取崩
中小企業支援・研究開発の資質向上及び組織運営・施設・整備の改善目的積立金	54,726	256,006	-	310,733	増加理由：平成24年度の利益処分によるもの
積立金	355,704	110,405	-	466,110	増加理由：平成24年度の利益処分によるもの

(10)-2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(11) 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(11)-1 運営費交付金債務の増減の明細

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				資本剰余金	小計	期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	特許権仮勘定見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金			
平成23年度	293,252	-	44,299	16,758	-	-	61,057	232,195	
平成24年度	165,609	-	101,742	-	-	-	101,742	63,867	
平成25年度	-	5,173,218	4,342,653	577,023	29,597	-	4,949,275	223,942	
合計	458,862	5,173,218	4,488,695	593,781	29,597	-	5,112,075	520,005	

(11)-2 運営費交付金債務の当期振替額等の明細

(単位：千円)

1 平成23年度交付分

業務等区分	運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	特許権仮勘定見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金	資本剰余金	合計
期間進行基準	-	-	-	-	-	-
費用進行基準	44,299	16,758	-	-	-	61,057
合計	44,299	16,758	-	-	-	61,057

2 平成24年度交付分

(単位：千円)

業務等区分	運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	特許権仮勘定見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金	資本剰余金	合計
期間進行基準	-	-	-	-	-	-
費用進行基準	101,742	-	-	-	-	101,742
合計	101,742	-	-	-	-	101,742

3 平成25年度交付分

(単位：千円)

業務等区分	運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	特許権仮勘定見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金	資本剰余金	合計
期間進行基準	4,121,205	577,023	29,597	-	-	4,727,827
費用進行基準	221,449	-	-	-	-	221,449
合計	4,342,653	577,023	29,597	-	-	4,949,275

(12) 運営費交付金以外の地方公共団体等からの財源措置の明細

(12)-1 施設費の明細

(単位：千円)

区分	当期交付額	左の会計処理仕訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費補助金	8,253	-	-	8,253	東京都
計	8,253	-	-	8,253	

(13) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		退職給付	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(373)	(1)	(-)	(-)
	44,156	3	4,622	1
職員	(74,690)	(27)	(-)	(-)
	1,888,482	283	118,000	16
合計	(75,063)	(28)	(-)	(-)
	1,932,639	286	122,622	17

注)1. 役員に対する報酬等の基準及び職員に対する給与及び退職手当の支給基準は以下の諸規程に基づいています。

- ①地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター役員給与規程
- ②地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター役員退職手当規程
- ③地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員給与規程
- ④地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員退職手当規程
- ⑤地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員給与規程
- ⑥地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員退職手当規程
- ⑦地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターワイドキャリアスタッフ職員給与規程

注)2. 支給人員は、年間平均支給人員数を記載しています。

注)3. () は非常勤の役員に対する支給額及び人数を外数で記載しています。

注)4. 上記明細は給与、賞与、諸手当の合計額で、法定福利費は含まれていません。

注)5. 上記明細には人材派遣及び臨時職員に係る人件費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

	技術支援	製品開発支援	研究開発	産業サービス	法人共通	その他	総計
事業費用	2,825,834	1,026,979	1,684,338	965,556	1,138,322	981,582	8,622,614
人件費	816,707	199,572	501,303	403,082	661,215	13,262	2,595,144
業務費	2,008,559	827,368	1,183,034	562,065	477,040	968,320	6,026,408
財務費用	17	-	-	-	-	-	17
雑損	550	37	-	389	67	-	1,044
事業収益	3,070,218	1,177,349	1,579,698	934,360	1,035,876	1,033,512	8,831,016
標準運営費交付金収益	1,335,228	444,113	808,155	702,646	831,061	-	4,121,205
特定運営費交付金収益	118,967	28,715	72,907	56,054	77,080	13,763	367,490
手数料収益	413,736	20,685	-	-	-	-	434,421
使用料収益	-	186,899	-	577	2,491	-	189,968
受講料収益	-	-	-	12,259	-	-	12,259
指導事業収益	2,755	-	-	-	-	-	2,755
受託事業収益	-	-	25,585	46,496	-	1,019,748	1,092,830
施設費収益	2,733	530	1,829	1,385	1,773	-	8,253
外部資金導入研究収益	-	-	59,429	-	-	-	59,429
科研費間接経費収益	-	-	3,390	-	-	-	3,390
財務収益	-	-	-	-	1,526	-	1,526
雑益	479	38	-	43	706	-	1,268
資産見返勘定戻入	1,196,317	496,366	607,401	114,896	121,235	-	2,536,218
事業損益	244,383	150,370	△ 104,639	△ 31,196	△ 102,445	51,930	208,401
総資産	2,703,019	1,261,979	1,256,344	181,931	33,339,425	9,833	38,752,534
固定資産	2,661,478	1,250,925	1,241,513	173,158	30,473,584	130	35,800,789
流動資産	41,541	11,053	14,831	8,772	2,865,841	9,703	2,951,744

注) 1. セグメント区分については、「技術支援」・「製品開発支援」・「研究開発」・「産業サービス」・「法人共通」・「その他」をセグメント区分として表示しています

2. 損益外減価償却相当額のセグメント内訳

	技術支援	製品開発支援	研究開発	産業サービス	法人共通	その他	総計
(単位：千円)	36,142	32,165	10,231	-	599,428	-	637,967

3. 引当外賞与増加見積額のセグメント別内訳

	技術支援	製品開発支援	研究開発	産業サービス	法人共通	その他	総計
(単位：千円)	1,098	268	674	542	889	17	3,492

4. 引当外退職給付増加見積額のセグメント別内訳

	技術支援	製品開発支援	研究開発	産業サービス	法人共通	その他	総計
(単位：千円)	24,770	6,052	15,204	12,225	20,054	402	78,709

(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(15)-1 現金及び預金の明細

(単位：千円)

区分	金額
現金	1,400
預金	2,754,715
合計	2,756,116

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

